

自由金利型定期預金規定（大口預金）

（I）非自動継続型

1.（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の満期日以後に支払います。

2.（利息）

（1）この預金の利息は、証書または通帳記載の預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後の日を満期日とした場合の支払いは次によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）以後に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について証書または通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 預入日の3年後の応当日以後の日を満期日とした場合、預入日の1年ごとの応当日（以下「中間利払日」という。）以後に預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数について中間払利息を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

③ 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。）の

うち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率 — 約定利率× 30%

C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。ただし、Cの算式により計算した利率は0%を下限とします。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 — 約定利率× 30%

B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

(Ⅱ) 自動継続型

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、証書または通帳記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利 息)

(1) この預金の利息は、証書または通帳記載の預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および利率（継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後の日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、預入日の3年後の応当日以後の日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日に預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日まで

の日数について、証書または通帳記載の中間払利息（継続後の預金の中間払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として支払います。

② 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合のこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の2年後の応当日以後の日を満期日とした場合には、中間払利息は、中間払日に指定口座へ入金し、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4) この預金を共通規定（各種定期預金）第4条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を精算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金利率

B. 約定利率 — 約定利率 × 30%

C. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。ただし、Cの算式により計算した利率は0%を下限とします。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 — 約定利率 × 30%

B. 約定利率 — $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

ただし、Bの算式により計算した利率は0%を下限とします。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。